

宍粟市 J-クレジット販売要領

令和 7 年 2 月 4 日制定

(趣旨)

第 1 条 本要領は、宍粟市が宍粟市市有林で取得した J-クレジット(以下「宍粟市 J-クレジット」という。)をカーボン・オフセット等に取り組む事業者等に販売することに関して必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において、用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) J-クレジット

国が運用する J-クレジット制度に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量

(2) 宍粟市 J-クレジット

J-クレジットのうち、宍粟市市有林において認証された J-クレジット

(3) カーボン・オフセット

自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について J-クレジットを購入することにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること。

(4) 保有口座

J-クレジット登録簿において、J-クレジットを保有するための口座

(5) 無効化

カーボン・オフセット等で使用した J-クレジットが再販売又は再使用されることを防ぐために、無効にすることをいう。無効化口座に移転すると再度口座から持ち出すことはできない。

(購入者の募集)

第 3 条 宍粟市 J-クレジットの購入者の募集は、宍粟市ホームページ等により行うものとする。

2 宍粟市 J-クレジットは、宍粟市が保有する範囲内で行うものとし、宍粟市ホームページ等に販売できる数量等を公表する。

(販売単価、販売単位)

第 4 条 宍粟市 J-クレジットの販売予定単価は別途定める。

2 販売単価は、市場単価の変動等により変更することができる。

3 最低販売数量は、1 トン(t-CO2)とし、1 トン(t-CO2)単位で販売するものとする。

(購入の申込)

第 5 条 宍粟市 J-クレジットの購入を希望する者(以下「購入希望者」という。)は、購入申込書(様式第 1 号)及び添付資料を、持参、郵送及び電子メールの何れかの方法により、市長に提出するものとする。ただし、次に掲げる者は対象外とする。

(1) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている法人又はその他の団

体等

(2) 暴力団、暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する法人又はその他の団体等

(3) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした法人又はその他の団体等

(4) 法令又は公序良俗に反する法人又はその他の団体等

(5) その他本事業の適正な実施ができないと認められる者

2 市長は、前項の規定による申込があった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、宍粟市 J-クレジットの使用に必要な範囲内で資料の提出を求めることができる。

(購入者の決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申込があった場合は、当該申込の内容を審査の上、先着順に宍粟市 J-クレジットの購入者を決定する。

2 市長は、前項の規定により購入者を決定した場合は、決定した購入希望者に書面（様式第 2 号）により通知するものとする。

(契約の締結)

第 7 条 市長は、前条の規定により決定した購入者と契約書を作成し、売買契約を締結する。

(売買代金の納付)

第 8 条 購入者は宍粟市 J-クレジットの売買代金を、市長が発行する納入通知書により、指定された期日までに納入するものとする。なお、納入に要する費用は購入者が負担するものとする。

(宍粟市 J-クレジットの移転・無効化)

第 9 条 市長は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、J-クレジット登録簿の操作により宍粟市の保有口座から購入者が保有又は指定する口座へ宍粟市 J-クレジットの移転手続きを行うものとする。

2 購入者が口座を保有しない場合又は、口座を指定しない場合には、前項の規定に関わらず、宍粟市が J-クレジット登録簿上の宍粟市 J-クレジットについて無効化を行うものとする。

3 市長が宍粟市 J-クレジットの無効化を行った場合は、市長が無効化通知書の写しを購入者に送付するものとする。

(証明書の発行)

第 10 条 市長は、購入者から希望があった場合は、宍粟市 J-クレジット購入の証として、購入者に対し、証明書(様式第 3 号)を発行するものとする。

(裁判管轄)

第 11 条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、兵庫県宍粟市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 12 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 2 月 4 日から施行する。

(第5条関係)

宍粟市長 様

(電話番号)

※上場企業は②及び③は不要

宍粟市 J-クレジット購入申込書

購入希望者 (契約書乙) 欄に記載さ れる方	事業者		事業者名
			代表者名
			所在地
			銘柄コード (上場企業のみ)
	ご 担 当 者	氏名等	所属
職名・氏名			
TEL			
FAX			
		E-mail	
購入目的	使用者、使用内容、使用量、使用時期等が決まっていれば記載してください。		
購入希望量	トン (t-CO2)		
J-クレジット の移転	いずれかに、○を付けてください ア J-クレジット登録簿に口座を保有又は、今後保有する予定であるので、売買代金を支払後、指定する保有口座に移転を希望 イ J-クレジット登録簿に口座を保有していないので、売買代金を支払後、無効化を希望 ※アの場合は、移転先口座番号がわかる資料を別途添付		
契約希望 時 期			
市ホームペ ージでの掲 載方法につ いて	いずれかに、○を付けてください イに○を付けたときは該当する□にチェックを入れてください ア 会社名等は、ホームページで公表しないことを希望する。 イ 次の会社名等をホームページで公表して構いません。 □ 会社名 □ 会社ホームページへのリンク □ 購入トン数 ※リンク先URL：		
その他	※複数年の購入を希望される場合は、年数・数量を記入ください。		

(別紙 2)

事業 者 (団体) の 概 要 調 書

[illegible]

※上場企業は添付の必要はありません。

(様式第2号)

(第6条関係)

令和 年 月 日

様

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市 J-クレジット購入者決定通知書

令和 年 月 日付けで申込のありました宍粟市 J-クレジットの購入については、あなたを購入者に決定し、販売量は下記のとおりとしましたので、要領第6条第2項の規定により通知します。

また、要領第7条の規定により、宍粟市 J-クレジット売買契約書を同封しますので、内容をご確認のうえ提出されますようお願いいたします。

販 売 量

トン (t-CO₂)

証 明 書

様

兵庫県宍粟市が市有林の森林整備により取得したJ-クレジットのうち、貴社の購入量は次のとおりであることを証明します。

購 入 年 度 令和 年

J-クレジット購入量 トン (t-CO2)

令和 年 月 日

 兵庫県宍粟市

市長 福 元 晶 三